

様式第3号

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成28年度 第2回 川西市文化財審議委員会	
事 務 局 (担 当 課)		教育推進部 社会教育・文化財課 (内線 3421)	
開 催 日 時		平成29年3月28日(火) 13時30分～15時00分	
開 催 場 所		川西市文化財資料館	
出 席 者	委 員	福本委員長、西岡委員、浅見委員、足立委員、神戸委員 計5名	
	そ の 他		
	事 務 局	牛尾教育長、木下教育推進部長、枅川まなび支援室長、 井上社会教育・文化財課長、山田主査、岡野主事 計6名	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		なし	
会 議 次 第		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ol style="list-style-type: none"> 1. 黒川字奥瀧谷クヌギ個体群の指定について 2. 川西市登録文化遺産制度の創設について ・ 報告 <ol style="list-style-type: none"> 1. 天然記念物指定に係る川西市教育委員会の議決について 2. 市指定文化財候補について 	
会議結果		別紙のとおり	

審 議 経 過

NO.1

事務局	<p>文化財に関する保全と活用については、学校教育においても市民の方々への啓発とか学びの分野においても、大切な取り組みの一つと思っています。本日は天然記念物と登録文化財制度等の二つの議題についてご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>それでは、事務局より議題1「黒川字奥瀧谷台場クヌギ個体群の指定について」を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回指定について諮問させていただいたところですが、各委員より課題をいただいておりますので、事務局より各課題について説明をします。</p>
事務局	<p>(スライドを使用して説明をする。)</p> <p>課題の一つ目は、「能勢電鉄が今後保全活動を続けていく意思があるのか」ということでした。会社に確認すると、社内の福利厚生運営規則なかで台場クヌギ林の保全活動を行う「里山保全クラブ」に関する条項があり、実際に現地で活動を行っているとのことでした。</p> <p>課題の二つ目は、「日本一の里山とはどういうものか」ということでした。昨年今頃、朝日新聞の阪神版に「川西市黒川地区の里山がなぜ日本一なのか」という記事が掲載されました。要約しますと、里山とは燃料や肥料用の木や枝を取るために人が立ち入る山のことで、猪名川上流域の特に黒川の場合は炭焼き用のクヌギ林があり、それを管理して8~12年周期で輪伐しています。そのなかに台場クヌギというのがあり、池田炭、別名一庫炭という茶道用の高級炭が焼かれています。このように生きた里山ということで、「日本一の里山」であると、服部保先生が答える形の記事となっています。</p> <p>課題の三つ目は、「指定申請の地図の面積が不自然である」ということでした。能勢電鉄に問い合わせますと、オレンジ色の部分は申請地ではなく、黒川字奥瀧谷16番の範囲に該当し、実際の申請地は濃い色で四角く表示したところに該当するということで、地図の差し替えがありました。この箇所には台場クヌギが40本あり、面積は2,400平方メートルということでした。</p> <p>課題の四つ目は、「指定の種別をどうするか」ということでした。それで国の指定例を調べまして、文化庁のデータベースを資料にまとめました。文化庁の指定基準も載せています。</p>

秋田県の「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群及び新山溶岩流末端崖と湧水群」は、天然記念物指定です。そのなかにブナの太い幹があり、そこから枝が出ているのがあります。この地域では雪が降るので、製炭用に高いところで枝を切っているうちにこのような格好になり、地元では「あがりこ」と呼ばれているようです。指定要素としては、台場クヌギに似ています。

並木の指定例では、栃木県の「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」があり、特別史跡と特別天然記念物指定になっています。江戸時代に日光へ至る参道に大河内正綱が杉並木を寄進したということで、現在も 17,000 本、総延長約 30 キロメートルが残っています。

埼玉県の「平林寺境内林」は、約 40 ヘクタールの雑木林で、クリ・コナラ・クヌギ・アカマツからなる樹林です。貴重な鳥類が越冬したり繁殖したり、渡り鳥がいたり、オオムラサキのような蝶も生息する天然記念物指定例です。

松原では、静岡県の「三保松原」があり、名勝指定となっています。大正 11 年の古い指定で、景勝の地として非常に有名です。兵庫県の「慶野松原」も同じく名勝指定で、昭和 3 年に指定されています。

熊本県の「米塚及び草千里ヶ浜」は、阿蘇山カルデラ内火山で、草の平原が名勝と天然記念物指定されています。自然の景観であったり、草地の管理、近代の歌人・詩人が歌や詩を詠んだりしたことが指定理由になっています。

課題の五つ目は、「指定申請地の横にある炭窯跡を活用できないか」というご指摘があったことです。炭窯はすでに天井が落ちており、復元するのは困難です。能勢電鉄によれば、復元しても稼働する体制もとれないので、少し整備をして台場クヌギの見学に合わせて炭焼きの学習に活用したいとのことでした。

課題の六つ目は、「当地区及び周辺地域の台場クヌギの実態について」です。服部保先生の論文引用の分布図を資料に載せていますが、猪名川上流域に分布し、特に妙見山南西側に集中するということでした。

実態ですが、大半は分類 3 の放置された台場クヌギ林で、利用しなくなって上部の枝が巨木化しています。分類 2 は復活させた台場クヌギで、最近ボランティアグループが活動しています。能勢電鉄の申請分もこれに該当し、形状を維持する活動が行われていますが、炭は焼かれていません。黒川の桜の森とか県立一庫公園では、台場クヌギの復活に合わせて炭窯を造り炭焼き体験を行っています。分類 1 は実際炭焼

	<p>きに使用されている台場クヌギです。国道沿いの広い範囲にクヌギ林があり、現在黒川地区で唯一池田炭生産を営む今西さんの炭焼きに使われています。ひょうご森の倶楽部というボランティア団体が保全活動を行っています。2月に植樹の準備作業を見てきましたが、すぐ横には台場クヌギ林が広がっていました。</p> <p>今西さんの話も聞いてきましたが、炭焼き用のクヌギは12月から翌年の5月にかけて、黒川だけでは足りないので、市内では一庫・国崎、市外では猪名川町内馬場・箕面市止々呂美から伐採してくるということでした。その日炭焼きも行っており、窯の横には長さを揃えたクヌギが積まれていました。</p> <p>課題の七つ目は、「台場クヌギの歴史的背景について」で、服部保先生が2005年に書かれた「猪名川上流域の池田炭と里山林の歴史」という論文を資料に付けています。近辺での炭焼きは平安時代箕面市粟生地区で始まりますが、鍛冶用の炭と推定されています。</p> <p>一方、池田炭別名一庫炭ですが、寛永14年の『毛吹草』を初見として、以後『雍州府志』、『摂陽群談』、『本朝食鑑』等の地誌類に紹介されています。諸国随一の茶道用の高級炭で、猪名川の奥の一庫で焼き池田で販売したので池田炭と言うと書かれています。台場クヌギの始まりは難しいのですが、延宝7年の検地帳では一庫村で炭を焼き幕府に納めたとあります。また、一庫村の他、国崎・黒川村にもクヌギ林の記載がありまして、合わせて210ヘクタールの広大なクヌギ林の記載がありまして、炭焼きが行われていたと考えられます。この検地帳からは、炭焼きは秀吉の時代の慶長から天正・文禄年間にさかのぼると見られます。クヌギは、この地域では自生ではなく炭焼き用に植林したもので、台場クヌギという特殊な台仕立てもこのような茶の湯の発達に伴う炭の需要とともに生み出されたものと考えられています。服部先生の論文中には台場クヌギの年輪のことも書かれておりまして、300年前にさかのぼるのは確実とみられています。</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
A 委員	<p>この台仕立てというのは、他の地域にはないのでしょうか。ここだけの炭焼きと関連した作り方なののでしょうか。その理由としては、均質な材料が得られるということなののでしょうか。</p>

事務局	<p>特に猪名川流域に多いと思います。調べますと、新しく植えて生えてくるクヌギというのは、あまり炭焼きに適していないそうです。古株から出てくる枝を使いますと炭焼きに適した枝が出てきますので、それを繰り返すなかで古い株がどんどん巨大化してくるようです。</p>
A 委員	<p>よく境内の庭木として仕立てるのに台杉というのがあるが、それと非常に似ている。京都では盛んに台杉をわざわざ作っているのですよ。</p>
事務局	<p>服部先生の論文では、台場クヌギの起源は台杉と関係すると書かれています。</p>
A 委員	<p>台場クヌギの「場」とは、どういう意味でしょうか。「台場クヌギという炭焼き用クヌギ林」と言っただけならば何とも感じないのですが、「台場クヌギ」として指定したら、皆さんがわかるのが気になります。</p> <p>服部先生は人との関わりということで研究されているので非常に良い指定物件だと思うのですが、気になるのはこの指定区域とその少し外にあるものとの関係は微妙で、周辺の安定が非常に重要なのですよね。丸山湿原でもそうですが、指定地だけだと指定地は守れないのです。</p>
委員長	<p>「台場」という名称は、一度服部先生に聞いていただきたいと思います。指定区域もこういう問題が出てくるのですよね。今までの指定では、何本ではなく区域指定になっていたと思うので、一度詰めていただきたい。</p>
事務局	<p>クヌギの場合は完全な植林ですので、能勢電鉄が土地を買われた時以前からクヌギ林であったと思います。以前の所有者は、所有地だけにクヌギを植林したのではないのでしょうか。自然に生えている状態ではないです。</p>
B 委員	<p>丸山湿原ですが、湿原の場合は周辺の山から出てくる水を受けて涵養するという事ですので、周りが絶対必要となってくるのです。同じ意味で、妙見山のブナ林の場合も今言われたバッファゾーンを考慮して指定されている面があります。一方クヌギの場合は、人が手を付けないもの、あるいは周辺からのもので涵養して初めて成り立つものではありませんので、この部分だけの指定でも特に問題はないと思いま</p>

	<p>す。</p>
A 委員	<p>40 本というのは、ジャスト 40 本ですか。指定エリアとい うのと本数とでは全然意味が違うので、どちらなのですか。</p>
委員長	<p>これまでの指定例では、本数ではなく区域で指定していた と思う。</p>
事務局	<p>本数は、あくまでも現存確認数という意味です。指定名称 についてはいかがでしょうか。</p>
A 委員	<p>市の文化財保護条例で天然記念物の規程があるのであれ ば、「個体群」が良いと思う。あるいは「台場クヌギ群生 地」も考えられるが、自生しているみたいで抵抗がある。</p>
委員長	<p>事務局に聞きたいが、ボランティア団体が入っているとい う説明がありましたが、所有者に活動の報告はあるのです か。</p>
事務局	<p>先ほどのひょうご森の倶楽部というのは、兵庫県下各地で 活動しているグループで、今西さんや所有者と連携しながら 活動しています。</p>
委員長	<p>実は平野の多太神社で N P O 団体が所有者に対して了解も なく活動していたことがありましたが、このようなことが許 されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>黒川地区については、先ほどのひょうご森の倶楽部や桜の 森の菊炭友の会、妙見山のリフトの所の能勢電鉄所有地の川 西里山クラブ等は、所有者や自治会、能勢電鉄と連携して活 動していますので問題はありません。</p>
A 委員	<p>今回指定しようとしているものは、世界遺産でいうと自然 遺産と文化遺産の間みたいなものですね。複合遺産みたいな もので、自然遺産に近いのですが、文化遺産に近いようなと ころをもっているのですよね。今こういう時代なのかなと思 いますが、これぐらい人の手が入ったものを指定するのは、 今までなかったと思う。アフリカの世界遺産は、ほとんど複 合遺産で、日本では逆に複合遺産というのは今まであまり大 事にしてこなかった。地域のコミュニティがそういったもの を守ってきたように思う。黒川の集落のあり方とも関連して</p>

	<p>いるような気がする。</p>
B 委員	<p>先ほど紹介があった草千里ヶ浜も、まさしくそういう感じですね。放牧して初めて草原が維持されています。</p>
A 委員	<p>三保松原、慶野松原も植林しながら維持する。ほとんどが景観的なものとして、天橋立もそうですけど。こういう生産林というのは無かったです。</p>
B 委員	<p>その唯一の例が平林寺の境内林です。名称だけ聞くと社叢林ですが、内容は武蔵野の雑木林です。 先ほどの指定名称ですが、妙見山のブナは資料の地図の吹き出しに書いている名称ではないですか。</p>
事務局	<p>大阪府側が「ブナ林」、川西市側が「ブナ群落」ですね。このところ天然記念物の指定名称には、「群落」を使ってきました。</p>
A 委員	<p>自然林の場合は、「群落」が良いと思います。</p>
B 委員	<p>「個体群」とすると、「個体群」と「群落」が入り混じると、一般の方にその違いは何とかと、いらぬ疑問を生じてしまいますので、「台場クヌギ群落」という形でいった方が良いでしょうと思います。</p>
A 委員	<p>「群落」というと、自然林みたいに聞こえますが。</p>
B 委員	<p>特に自然林を「群落」というわけではないです。「クヌギ・コナラ群落」とか、この辺ですと「クヌギ ニシノホンモンジスゲ群落」とか普通に使います。</p>
委員長	<p>能勢電鉄の申請書の中に「台場クヌギ個体群（台場クヌギの群生地）」とカッコが入っているわけですが、そういうふうにすれば一般の人にわかると思いますね。前の指定の時もそういうことがありましたよね。わかりにくいので、カッコを付けると。</p>
A 委員	<p>今回のものについては、40本という言い方ですから「個体群」が当たっているような気がします。服部先生もそれが多分良いと思って、こういう名称を付けられたと思いますから。今までと統一性が必要でしたら、「台場クヌギ群生地」</p>

<p>事務局</p>	<p>というのを出して、カッコして「台場クヌギ^ぎ个体群」としたら良いのでは。</p> <p>先ほどのブナ林を指定した時の名称ですが、確認しますと「黒川字奥山ブナ群落（妙見山ブナ林）」という名称で指定しています。</p>
<p>A 委員</p>	<p>「群落」という言葉は、あまり聞いたことがないのですが。</p>
<p>B 委員</p>	<p>植物の群落という形で一般的に使います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>「群生地」よりも使うのですか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>「群生地」よりも使います。たとえば「ブナ群落」といった場合には。ブナのほかにカエデがあつたりトチノキがあつたり、いろいろな種の育成も認めた意味合いの名称として使います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>英語ではなんと言うのですか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>コミュニティです。これまでのところエドヒガンの指定が全部「群落」になっているので、合わせるのでしたら「台場クヌギ群落（ 个体群）」という形の方が通りが良い気がします。</p>
<p>A 委員</p>	<p>「群落」でしたら、「群落地」でも「群生地」でもなければ、もう「群落」で良いですね。カッコはいらないですね。同じような个体群ですから。</p>
<p>C 委員</p>	<p>名称の問題ですが、「台場クヌギ」という名前はこの地域の民俗語彙なのですか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>服部先生の資料で 43 頁の右側に「台場と呼ばれる特殊な台仕立て」とあります。</p>
<p>C 委員</p>	<p>地域限定の言い方ですか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>地域の方は、本当に「台場クヌギ」と言っているのですか。民俗用語らしくないですね。台仕立てというのは、京都で使っている言葉ですよ。台杉というのは、一般用語です</p>

	ね。
事務局	服部先生の資料の49頁に「台場クヌギは1844年に記載されている台場クヌギの樹齢調査例」という記載があります。相当昔からこの言葉が使われているのが知られます。
委員長	この「台場クヌギ」という名称は、ここだけとは限らないが、猪名川上流域に沢山あるという解釈と違いますか。
A委員	それでも「台場クヌギ」という名前が記載されているかどうか分かりません。この文章では、「台場クヌギ」という名称の初見はいつとは書いていません。台場クヌギの育て方が初見として出ていますよということだと思う。「台仕立ての」と言ったら指定できないですかね。指定するということが、名称については浅見先生にお願いして裏を取っていただいて。服部先生は、こういう歴史的な経緯をよくご存じと思う。
委員長	今A委員がおっしゃったように、事務局の方で調べていただきたい。
事務局	名称は事務局で調べることとしまして、黒川字奥瀧谷の台場クヌギにつきましては、指定ということによろしいでしょうか。
委員長	「台場」については事務局で調べていただいて、それで「群落」という言い方がこれまでと揃っていく。
事務局	「台場」につきましては、服部先生に確認させていただいて名称を決め、指定という形をとらせていただきたいと思えます。今回指定ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。
委員長	次に議題2の「川西市登録文化遺産制度の創設について」に移らせていただきます。
事務局	川西市には、文化財としての価値は認められるものの、従来市の条例では所有者の確定や現状変更の制限等で要件を満たすことができず、指定に至っていない物件があります。また、市民にはよく知られているもの、これまでの文化財の定義には納まらない事例もあります。このたび、これらを

<p>事務局</p>	<p>「登録文化遺産」と名付けて、登録要件の簡素さや制限の軽減を趣旨とした新たな文化財制度を提案するものです。これにより、今後の市指定に向けての候補物件を広く登録することが可能となる一方、市民に身近でより親しまれる文化財制度が実現できるものと思われます。</p> <p>(スライドを使用して説明)</p> <p>今後の登録候補物件としましては、従来の文化財の範疇のもので、建造物として平野鉦泉工場跡があります。三ツ矢サイダーの工場があった所で、明治17年日本最初の飲料水工場としてできました。工場跡の大半は撤去されていますが、明治45年大正天皇の皇太子時代の御料品製造所と源泉井戸の建物が残っています。もう一つは、史跡として栄根寺廃寺遺跡があります。川西最古の寺院跡で、11世紀の建物跡が検出された所を史跡公園としています。名勝としては、鼓ヶ滝がありますが、古代よりこのような川の流れを滝と呼んでいました。</p> <p>これまでの文化財の範疇以外のものとしましては、鳴尾ゴルフ倶楽部があります。大正9年に西宮の鳴尾に最初にできて、昭和4年こちらの方に移ってきた日本でも非常に古いゴルフクラブです。ナイチンゲール像は、昭和11年に造られたものですが、毎年5月12日の生誕祭には盛大な式典が行われおります。東多田の九頭大明神は、伝説として源満仲がこの地域に入ってきた時に退治したという九つの頭のある大蛇を祀っています。</p> <p>市指定文化財は条例に基づいていますが、この登録文化遺産制度では要綱で定めて、申請要件の簡素さや制限の緩和を目指して、文化財審議委員会で諮問させていただくというイメージで考えております。</p>
<p>D委員</p>	<p>県でも登録文化財制度があります。</p>
<p>A委員</p>	<p>阪神淡路大震災の後に、私もいろいろな惨状を見て回った時に、リスティングという言い方ですが、そういう軽い文化財制度が必要じゃないかということでできたのです。現状は、国の登録文化財はほとんど文化財制度になっておりまして、その評価とか所見をすごく詳しく書かなくてはいけなくなっています。根拠を示さなくてはいけないということで、最初の旧平賀邸の時は私の評価が1頁あれば通ったのです。最近では、登録制度の制限にかかっているような感じで、本来の登録文化財の意義からだいぶ離れてしまったという印象を</p>

	<p>持っています。川西市でこういう制度が作られることは、非常に意義があると思う。二、三問題になるのは、国の登録文化財の場合は、外観だけを言っているのですよね。中を問題視しないところがあって良くないのですが、守る視点をどこに置くのか。登録する以上は意義のあるものだということですが、どう守るかということが結構難しくなるのですよね。制限をかけないと自由に壊しても良いのか、どういうふうにコントロールするのか、ということをお所有者は聞きたがる。この兼ね合いを条文としてどうするかは悩ましいものがある。一挙に作りましょうということでしたら、私は大賛成ですが、後でトラブルが起きるところもあるのですよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>市指定文化財の場合でしたら、そういう面もできてきます。登録制度は、今D委員が言われましたように県でもできて、神戸市とか各市でも作られています。それも条例に基づくものと要綱に基づくものがありまして、ただ内容を見ていますと指定文化財とあまり変わらないような規程になっています。川西市の場合は、まだ案ですが、違うのは文化財の定義以外のものも含んでいるとか、かなり砕けたものになっておりまして、まず登録するのが先決じゃないかということですね。</p>
<p>A 委員</p>	<p>おっしゃる通りだと思います。阪神淡路大震災の時に文化財制度みたいな形にこだわっていたためにリストもできてなくて、何を調べたらいいかわからないというのが起こりました。もう少し簡単なリストがあれば、どれほど調査に役立っただろうと反省しています。そういう意味では、登録というのはリスティングだと思えば良いのだけれども、これをレジスターと考えるとハードルが高くなるので、その辺が考えどころかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>必要があれば、市指定文化財にするとか、国の登録文化財にするとか、その方が良いのではないかと思います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>それならば、所有者の同意なしで登録をするのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そこが悩んでいるところでありまして、勝手に登録して良いのかと。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは微妙ですね。川西のある地域に獅子舞がありまして、文化財指定という話がでましたが断られたことがあります。</p>

<p>A 委員</p>	<p>した。どうしても縛りがでてくるような感覚が持たれますので、十分説明しながら持っていけないとだめだと思います。やっぱり勝手にやるのはどうかと思います。</p> <p>今までの文化財制度では、釘一本打ってはいけないというのが所有者のなかに根強く残っていて、登録制度ではそういうのではないのですよとか、税金が助かるのですよとか説明して同意をいただくのですが。やはり登録文化財といっても縛りがあるのでしょうか。私自身の考えでは、リストを作るということは庁内のオーソライズということなのですよ。あるいは文化財審議委員の中で同意として、これは目配りしないとイケませんよねということがはっきりするのです。それに対して、指定文化財に近づけて同意とかでいくと、守る責任もあるでしょう。逆に守られる必要はありませんという抵抗もでてくるわけです。その辺の兼ね合いが難しいなど。民俗的なものとか無形的なものは、比較的説明がしやすいのですが。補助金がでるのかというのもできます。そういうところは、市はどう考えているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>補助金の方はあまり考えていません。その代わりにあまり制限もしません。</p>
<p>A 委員</p>	<p>そうだったら、まさに役所内の目配せする対象ということなのでしょう。あるいは市民にこんなものあるのですよと知らせるための制度ですという言い方がわかりやすいです。一つだけ付け加えた方がよいと思うのは、リストを作って市民の方に知っていただくということと、「何か相談があれば我々のような人間が出てきますよ」ということは少しプラスになるのかな。「相談にはのりますよ」くらい最低限あればよいのかなという気がします</p>
<p>B 委員</p>	<p>同じような形で、植物群落ではレッドデータブックというのがあります。自然の分野では「これは貴重ですよ」という時に、種指定の場合は場所は関係ないのですが、群落の場合は場所にくっついてくるので、所有者に関係なく勝手に指定するのです。今おっしゃたように、庁内でここにこんなものがあるのだという共通認識も持てますし、環境影響評価の時も考慮されます。地元に対してそのあたりに普通にあると思っていたものが実はすごいものだと認識していただくというメリットはあります。その意味では、リスト化することは良いことだと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>事務局の候補案には問題もあります。鼓ヶ滝というのは、西行の話で落語によくでてくる所で、有馬の方のものと言ってみたり、山の方の別の滝という話もあります。護岸工事もこの前終わっています。栄根寺の場合も池田の寺が所有しており、何かするようなことを言っているようで、数をすれば良いというわけではないと思います。いずれにせよ、こういう行政制度を設けていただければ結構だと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>川西を知ることが、子どもたちの将来のことを考えて故郷になってくるわけですし、子どもたちの世代、孫の世代や市民に伝えていくことで、川西の良さが広がる大切な制度だと思います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>一番重要なのは、行政は私有財産に関われないという大きなハードルがあることです。リスト化しておけば、とりあえず第一段階のとしての関わりは可能になるわけですよ。 「何で役所が私有財産に文句を言っているのだ」となった時に、「この審議委員会でリスト化したから、いろんな意味で関心があって見守っているのですよ」という話ができるのです。役所での行政ネゴシエーションという場でも、たとえば建物を壊して道路を造ろうとしている時に、「この建物は重要なのですよ」と言えるのです。そしたら、避けようかという話も最初であればできるかもしれない。そういう意味では、今まで抜けているところに配慮が可能になる。そういうところが本当に意義があると思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回までにもう少し練ったものを示す方向で、事務局で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは次の報告の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告1の「天然記念物指定に係る川西市教育委員会の決議について」を報告させていただきます。天然記念物指定に係る川西市教育委員会の決議について教育委員服部保氏より、平成29年2月16日の定例教育委員会の議案として提出されたものです。議案の提出理由につきましては、資料の1頁に書かれていますが、天然記念物の意義を確認してその指定及び活用を推進することにより、市民のふるさと川西意識の向上と川西市の魅力発信を図ることを理由として議案を提出さ</p>

	<p>れ、方針を進める旨教育委員会で議決されたことをご報告させていただきます。</p> <p>内容は資料に付けておりますが、具体的な川西市の方針については、今までの天然記念物指定の経過として、兵庫県下での指定数の推移、川西市における指定の経過を示されています。全国的な傾向としては近年天然記念物の指定が減っていることと、その要因として天然記念物に相当するものが多数あるにも関わらず、天然記念物指定に行政が積極的に対応していない経過があるのではないかとということです。市内では2011年以降指定数が増加し、要因として今まで十分に調査されていなかった市内の貴重な自然が市民団体の調査により明らかになったことと、市民団体が積極的に天然記念物指定に取り組んだことが意義の大きさにあげられます。次に指定意義としましては、市民のもつふるさとに対する意識の向上と、市内の小学校の体験学習への活用と川西の豊かな自然を次世代に継承すべきという活動が活性化して、市内外の人々に対して市内の多くの貴重な美しい自然が存在するという情報が伝わり、レクリエーションや観光の対象地としての大きな魅力を発信することもでき、産業振興に大きく寄与する可能性に繋がるということでございます。</p> <p>今後の方針としましては、4頁の第4表に指定候補地があがっているのですが、市の指定となりますと所有者の同意が必要ですし、共有地のものもありますので、順調にこのとおりいくとは限りません。準備ができましたところから順次文化財審議委員会に諮問し、指定を進めていきます。また指定された天然記念物については、重要性や貴重性を認識できるように大きな木製の説明案内板の設置や、内容をまとめたパンフレットやガイドブックを作成して、市民の生涯学習や子どもたちの環境学習に活用していくということで、平成29年2月16日の教育委員会で議案が出され採決されたということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。続けて報告を。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日申請が出て諮問するという事ではないのですが、市指定文化財候補としまして、独立行政法人水資源公団一庫ダム管理所から、一庫ダム敷地内一庫字唐松4番1のエドヒガン群落について指定できないかという要望が寄せられていますので、報告させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(スライドを使用して説明)</p>

	<p>昭和 58 年完成したダムの北西側の山はダムの工事で造成されたものですが、35 本エドヒガンがあります。斜面の下段・中段のものは平成 16・17 年頃の植樹です。上の方の 6 本は自生したものと考えられていますが、いずれにしてもダムの完成後に生えてきたものです。ダム管理所から提供していただいた写真ですが、ボランティアの方々が植樹している風景です。現在、斜面の下から上のほうにかけてこのようにエドヒガンが咲いていると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上で終了ですが、実は浅見委員もご存じのように川西の中心地にエドヒガンの大木の移植がありまして。キセラですか。ご存じないですか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>クヌギについては、移植する前に話は聞いておりました。</p>
<p>委員長</p>	<p>移植したということをも私も広報で見まして、なんと一貫性のない行政だなとつくづく思いました。市の方に聞きましたら、指定している所からは抜き取っていないということで、一応支障はないと思うのですが、エドヒガン、エドヒガンとこれだけ言っているのに。そういう感覚なんですね。2 年以上前から進めていたらしいのですが、付くかどうかかわからないでしょう。枯れたら誰が責任を取るのかということになってくるでしょう。こういう軽々なことを行政としてはやってほしくない。こちらから申し入れないとだめだと思えます。</p>
<p>A 委員</p>	<p>これは種の保存なのですか、それとも群落ですか。植樹で天然記念物指定というのは聞いたことがない。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは立ち退きした工場跡に移植したものです。</p>
<p>A 委員</p>	<p>いえ一庫ダムの方のことで、指定というのは種の保存であれば輕輕に移植すべきでないと言えるのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>種の保存じゃないですよ。</p>
<p>A 委員</p>	<p>群落だったら、群落以外から持って行くのは勝手みたいな話になるので、どちらですか。私が関わった生野銀山のヒカリリツツジというのは文化的景観のなかで鉱山を表す植物として指定しようという話になっているのですが、そういう意味では黒川の重要な植生だというような話で、種の保存という形でやろうとしているのだったら、自生している所から始め</p>

	<p>る方が普通と思ったのですが。</p>
事務局	<p>これまで指定した所では、種を取りまして苗木を育てて、群落の中に植樹するという活動はやられています。放っておくと群落が無くなるので、随時植樹する活動を行っていることはありました。</p>
A 委員	<p>自生しているのは、一庫ダムとここだけなのですか。</p>
事務局	<p>すでに川西市ではエドヒガン群落を 4 箇所天然記念物指定しています。</p>
A 委員	<p>それに加えてこれということですか。</p>
事務局	<p>植樹したもので指定候補の話は、今回の一庫ダムのものが初めてです。</p>
委員長	<p>地域でこれだけエドヒガンを大事にしているのに、まさか笹部新太郎先生もどきかよく分かりませんが、こちらに移植して何の意味があるのだらうと思います。写真では結構大きな木ですね。</p>
A 委員	<p>私も質問したかったのですよ。要するに種の保存であれば大きな木は大事にしていかなければならないから、移植なんて考えてもらったら困るという趣旨だと思ったのですが。そういう趣旨だとすると、この植樹でできた一庫ダムの方はどう考えていくのかと。今大きな木を移植したのと同じような考え方になるから、その移植自体を肯定しないといけないという感じにもなるから、微妙な話だと思っただけです。</p>
委員長	<p>指定していない区域から伐採しようが、抜こうがそれは自由という解釈ですね。</p>
A 委員	<p>それは良くないと思います。趣旨はちゃんと自生しているものを大事にするということで、むしろ植樹したものは次かなと思います。</p>
D 委員	<p>10 年前に植樹したものが指定の対象になるのですか。</p>
A 委員	<p>私自身あっけにとられているのです。今まで兵庫県でこういう天然記念物の話をしたら、10 年では絶対無理です。</p>

D 委員	台場クヌギは江戸時代からの歴史がある。植樹のエドヒガンは指定には早すぎる。登録制度ですかどうか。それでも早すぎるのじゃないですか。
A 委員	私もそう思います。
D 委員	たとえば 10 年前の建物が指定になるなんて。
事務局	一庫ダムのエドヒガンは、あくまでも指定候補の要望が来ておりましたので、今回この場でお知らせしたところです。
A 委員	今委員長が言われたように、移植した大きな木が枯れたら誰の責任かという話と、植樹した一庫ダムのエドヒガンを指定すると枯れないようにする市の責任が出てくる。その前植樹した木が枯れた話と、じゃあまた植樹すれば良いじゃないという話が混同してしまえば、天然記念物って何という話になりますよね。「市が保存しているのだったらどこでも良いじゃないですか」という話になって、ピンとこないところがあるのですよね。
委員長	これに対して違和感をもった方から連絡があり、そこで市の広報を見たのです。これだけエドヒガン、エドヒガンと言って、苗木をここに植えるのだったらわかるのですが。キセラですか、どういう考えでやっているのか、私も一度聞いてみたいと思っています。教育委員会もその辺をある程度おさえてもらわないと。
A 委員	川西市内のエドヒガンで、地域が守っているものの指定はほぼ終わったのですか。
事務局	エドヒガン群落は現在 4 箇所指定しています。前回黒川字大土というところの申請がでておりましたが、共有林で全員の同意には至らなかったため指定できませんでした。これを入れたら、大きな群落は 5 箇所あります。
A 委員	単独で生えているものは無いのですか。
事務局	エドヒガンは群落を形成しているものが多いです。
B 委員	地質が丹波層群に限られているのと、割と先駆的というか

	<p>伐採されたり崖崩れが起きたとか、こちらですと間歩ですか、鉦山で裸地ができるとかいう所にできやすい。まとまって明るい所に出てきて割と群生している。林に人が入らなくなって鬱蒼としてくるとなかなか次の世代が出てこない。物自体は結構樹齢は長いので、長持ちはするのですが、次世代を育てようとするのが難しい。一庫ダムの場合、上部の何本かなどは、あとあと長い年月がたてば、かつて裸地ができたことにより現在のエドヒガンが育ったのと同じように、エドヒガンの大木が再生されると予想されます。例えば、能勢電鉄のケーブルの横のエドヒガンは、ケーブルを作った時に下の斜面が明るくなって一斉にできたのではないかと思います</p>
A 委員	<p>そういう意味では、一庫ダムのエドヒガンの指定というのは、文化財という意味とはちょっとずれているような気がします。</p>
D 委員	<p>指定するには歴史が要ると思います。</p>
事務局	<p>報告に対してご意見をいただきましたので、所有者にも伝えさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日は年度末の大変お忙しい時に二つの議題を慎重に審議していただきましてありがとうございました。台場クヌギの指定や川西市登録文化遺産制度の創設のなかで、市民の皆さんが川西市には素晴らしいものがあるという川西を愛する心、あるいは他市から来られる方にもこんな素晴らしい所だとアピールできたら良いと思います。本当にありがとうございました。次年度もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>議題1につきましては、指定ということで。名称につきましては服部先生のご意見を聞きながら決めさせていただき、委員の皆さまには報告させていただきます。議題2につきましては、前向きに進め次回の審議委員会でもう少しご指示をいただけたらと思います。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。</p>